

小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金 誓約書

小布施町景観と調和した太陽エネルギー利用推進事業補助金交付要綱に基づく補助金の事前申込にあたり、交付要綱及び以下に掲げる内容について誓約します。

交付対象者(事業所の場合は担当者)

対象	確認事項	確認
全 項 目 共 通	交付対象者は小布施町暴力団排除条例(平成24年小布施町条例第16号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと(交付対象者が事業所等及びリース・PPA事業者等の場合は代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと)	☐
	交付対象者は刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること(交付対象者が事業所等及びリース・PPA事業者等の場合は代表者及び役員が刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること)	☐
	町税及び分担金、使用料等に滞納がないこと	☐
	交付対象者と同一の世帯全員が過去に本補助金の交付を受けていないこと。 また、過去に本補助金の交付を受け設置した設備がある建物と同一の建物に設置しようとしていないこと	☐
	交付対象者と交付対象設備の使用者が異なる場合は、本補助金の申請について使用者の承諾を得ていること	☐
	補助対象設備が国の補助金または国庫を財源とする長野県の補助金等を受けていないこと (国及び長野県が実施する補助金及び交付金のうち、対象となる工事箇所が本補助金の対象となる工事箇所と明確に区分できるものは除く)	☐
	交付対象者がリース事業者の場合はリース料金から、PPA事業者の場合はサービス料金から補助金額相当分が控除されていること	☐
	(交付対象設備を設置する建物に複数の所有者がいる場合)交付対象設備の設置について、全ての所有者の承諾を得ていること	☐
	本事業により取得し、又は効用の増加した財産は、本補助金の目的に沿って適切な保守点検及び維持管理を実施し、設置日から法定耐用年数を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、取壊し(廃棄を含む。)又は担保に供する行為をしないこと(交付対象者と使用者が異なる場合は、使用者にその見込みがあること)	☐
	本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと	☐
	設置する設備は、「小布施町の景観と調和した太陽エネルギー利用設備設置方針」に沿った設備及び設置方法であること	☐
	関係法令等の規定に従った設計及び施工を行うこと。また、防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること	☐
	売買契約又はリース等契約の締結は事前申込の審査完了日以降に行うこと	☐

太陽光発電システム	設備が発電する電力量を計測・記録する機器を保有し、発電する電力量のうち下記の割合以上を自家消費する見込みがあること 住宅 30% 事業所 50% ※設備の設置完了後に自家消費量の報告をしていただきます	☐
	設置する設備は全て未使用品であり、停電時においても電気供給を継続する機能があること	☐
	余剰電力を売電する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度(固定価格買取制度)又はFIP制度の認定を取得しないこと	☐
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること	☐
	(住宅に設置する場合)太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの最大出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満の設備を設置すること	☐
	(50kW以上の設備を設置する場合)ながの電力株式会社のPPAサービスにより設備を設置すること	☐
	(設備を更新する場合のみ)既存設備はメーカーの保証期間が経過していること	☐
蓄電池システム	本補助金により設置する太陽光発電システムに常時接続する設備であること	☐
	設置する設備は全て未使用品であり、定置用の蓄電池システムであること	☐
	交付対象経費(税抜き)の合計が蓄電容量1kWhあたり下記の価格以下であること 4,800Ah・セル未満 155,000円 4,800Ah・セル以上 190,000円	☐
	(設備を更新する場合のみ)既存設備はメーカーの保証期間が経過していること	☐
太陽熱利用システム	太陽光発電システム又は太陽光発電と蓄電池システムの補助金を申請していないこと	☐
	設置する設備は全て未使用品であり、集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること。	☐
	(設備を更新する場合のみ)既存設備はメーカーの保証期間が経過していること	☐

※手続代行者が事前申込を行う場合は上記の確認事項を申請者に説明し、同意を得たうえでご提出ください。